

1. 日時 平成 26 年 1 月 16 日 (木) 15:00～16:35

2. 場所 総務省共用 1101 会議室

3. 出席者

(会 員) 秋山弁護士(座長)、石井弁護士、石津弁護士、植木弁護士、上野弁護士、牛場弁護士、大田黒弁護士、大森弁護士、木村弁護士、島村弁護士、鈴木弁護士、高田弁護士、田中弁護士、松崎弁護士、峰弁護士、森末弁護士、山田弁護士(五十音順)

(事務局) 人事・恩給局 井波次長、吉牟田恩給企画課長、古賀参事官、石津調査官、植原争訟専門官、石川争訟専門官

4. 議題：最近の裁判例の評釈

○ 飲酒運転に係る懲戒処分の量定について

5. 議論の概要

(1) 最初に、会員の一人から、次のとおり、議題に関する報告が行われた。

○ 飲酒運転をした職員に対する懲戒免職処分については、京都府職員事件(大阪高裁昭和 49 年 11 月 7 日判決)や札幌市衛生局事件(最高裁昭和 57 年 12 月 2 日第一小法廷判決)のとおり、かつては、被害や態様が相当に悪質な事案でも免職は過酷であると判断された。これに対して、平成 18 年 8 月の福岡市・海の中道飲酒運転事件を契機とし、公務員の飲酒運転に対する世論は一変し、地方自治体も厳しい対応をとるようになった。

○ まず、地方自治体における飲酒運転に係る懲戒免職処分の取消訴訟をみると、平成 18 年 8 月以前に発生した飲酒運転事案であっても、平成 18 年 8 月以降に出された判決では、事案によっては、当局が勝訴するものが出ようになった。

○ 平成 18 年 8 月以降は、懲戒処分の標準量定が厳しくなり、実際、酒気帯び運転のみ(人身、物損、懲戒歴のいずれも伴わない)の事案に対して懲戒免職処分を下す地方自治体が現れた。これに伴い、当該懲戒免職処分に係る取消訴訟も増加したが、その傾向をみると、

①平成 21 年 4 月に加西市が大阪高裁で敗訴しているが、岩手県、都城市、松本市と立て続けに当局が勝訴した(それぞれ、平成 21 年 8 月、平成 22 年 2 月、同年 3 月)。

②しかし、平成 23 年 9 月に神奈川県教員について当局が敗訴した事案もあり、また、いわゆる「二日酔い」の事案については、最近、取消判決も出されている。

○ このような裁判例の傾向をみた上で、人事当局としていかに対処すべきか。具体的には、酒気帯び運転のみの事案に対して懲戒免職処分をもって対応し得るか。地方自治体から相談を受けたとすれば、

・職員が飲酒運転をしたことについて、やむを得ない事情(例えば、子どもが大けがをして病院へ搬送する必要があった等)がなかったか、よくよく検証して

慎重に対応すべきであるが、

- ・他方、例えば、都城市のように、繰り返し研修を行い、飲酒運転をしない旨の誓約書を提出させてきた等、懲戒処分に先立つ自治体内の取組が徹底していたこと等を裁判官に説明できる準備があるなら、懲戒処分について裁判に耐え得ると応答することになるのではないか。

(2) 続いて、会員間の討議が行われた。

(ア) 職種、地方自治体、官民による処分の相違について、次のような議論があった。

- 単純労務職員、現業職員は、求められる規律が通常の職員とは異なり、単なる酒気帯び運転に対して懲戒免職処分とするのは酷に過ぎると判断される傾向があるのではないか。
- 単純労務職員、現業職員に対する懲戒免職処分が認められた裁判例もある。
- 首長や人事当局が、これらの職員を含め飲酒運転撲滅に取り組んでいた場合、単純労務職員であるが故に懲戒免職を酷と判断するのは問題ではないか。
- 教員の場合は、厳しい処分でもやむを得ないであろう。
- 民間の場合、運送業や酒類販売・流通業であれば、処分は重い傾向にあるが、それでも単なる酒気帯び運転に対して懲戒免職処分とはしないであろう。
- 公務員の場合、世論の動向からして、酒気帯び運転を単なる法令違反ではなく、信用失墜の程度が高いものと判断すべきものであろう。
- 飲酒運転による信用失墜の程度は、公務員であれば一律に同様というものではなく、地方自治体ごとに異なる。例えば、福岡市では飲酒運転は極めて重大であるが、単に他の地方自治体との横並びで標準量定を重くした地方自治体が酒気帯び運転に対して懲戒免職処分を下しても、他の非違行為に対する量定とのバランスの観点から裁判で負けるのではないか。

(イ) 飲酒運転の態様と処分量定について、次のような議論があった。

- いわゆる「二日酔い」に対する懲戒免職は、酷に過ぎるとみるべきか。
- 二日酔いでも懲戒免職処分が認められた裁判例はある。
- アルコール濃度の高低は、判決に影響しているとみるべきではないか。
- アルコール濃度が低くても、懲戒免職が認められている裁判例はある。
- その場合は、人身、物損、懲戒歴も関係しているのではないか。

(ウ) 懲戒免職処分と退職手当支給制限との関係について、次のような議論があった。

- 平成 20 年の退職手当法改正とそれに倣った地方自治体の退職手当条例改正により、法令上、懲戒免職されても当然に退職手当全部不支給とはならなくなった。今後は、懲戒免職が裁判でも認められやすくなるのではないか。
- 実際の運用では、懲戒免職処分を受けた者に対しては、原則、退職手当全部不支給としており、今後の裁判の傾向は予測し難い。

(エ) 飲酒運転防止研修の在り方について、次のような議論があった。

- 飲酒運転が、無免許運転、スピード違反と並ぶ「交通三悪」であることは、社会人の常識であり、懲戒免職処分の前提として研修実施を重視すべきか。
- 繰り返し研修を受け、誓約書を提出してなお飲酒運転をする職員は、公務秩序に逆らっており、公務組織に置いておけないと判断できるのではないか。

(3) 次回会合は、2月20日(木)に開催することとした。